

自殺の背景調査の指針の改訂に向けた論点整理資料①

～自殺の背景調査の在り方について～

1. 背景調査の指針における該当箇所の概要について

- 背景調査の指針においては、背景調査は「基本調査」と「詳細調査」から構成される調査であり、その目的は、
 - ①今後の自殺防止に活かすため
 - ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③子供と保護者の事実に向き合いたいなどの要望に応えるためとしている。

また、この調査は民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないと明示している。

- また、基本調査を「事案発生後速やかに着手する、全件を対象とする基本となる調査であり」、「学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの」と示している。

- さらに、詳細調査を「基本調査等を踏まえ、必要な場合に、心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われるより詳細な調査。事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す」と示している。

2. 検討すべき論点について

(背景調査を円滑に進めるにあたっての学校設置者及び学校の基本的姿勢や平時からの備え)

- 自殺事案発生後の心のケアや遺族との関わり、そして、背景調査を円滑に進めるにあたって、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）を参考に学校及び学校の設置者における平時からの備えを記載してはどうか。

(説明事項リスト等を利用した、遺族への詳細調査の意向確認)

- 「詳細調査について制度及び調査希望の有無について遺族に説明した件数」が全体の6割に留まっていることを踏まえ、自死事案が生じて、一定期間経過した際に遺族へ説明する際の様式例を示してはどうか。（別添資料参照）

さらに、遺族との円滑なコミュニケーションを図るため、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン別添資料2（参考資料3参照）を参考に、詳細調査への意向確認を行う際の様式についても作成してはどうか。

大切なお子さんを亡くされた方へ

【基本調査について】

- ・「子供の自殺が起きた時の背景調査の指針（令和〇年〇月改訂版）」において、自殺又は自殺が疑われる死亡事案全件を対象として、学校が事案発生（認知）後、速やかに基本調査を実施することとしており、当該事案の公表・非公表にかかわらず、学校がその時点でもっている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理することとしております。
- ・現在、〇〇学校において、基本調査を実施しておりますが、〇月〇日をメドにご説明をさせていただきます予定です。

【詳細調査について】

- ・詳細調査とは、基本調査等を踏まえ必要な場合に心理の専門家など外部専門家を加えた調査組織において行われる詳細な調査です。
- ・詳細調査は、事実関係の確認のみならず、自殺に至る過程を丁寧に探り、自殺に追い込まれた心理を解明し、それによって再発防止策を打ち立てることを目指す調査です。
- ・詳細調査に移行すべき事案については、・・・（※事務局注：この要件については、今後協力者会議において検討）とされておりますので、御要望がある場合は御連絡くださいますようお願い申し上げます。

（本件連絡先）

〇〇学校 教頭/副校長▲▲ TEL :

〇〇教育委員会〇〇課 TEL :

（相談窓口一覧）

相談窓口	電話番号	受付時間等
〇〇ダイヤル		
〇〇の電話		
〇〇センター		